身近な自然も生き物たくさん

『自然共生サイト』





自然共生サイト
認定
30by30





環境省
Ministry of the Environment

独立行政法人
環境再生保全機構
ERCA Environmental Restoration and Conservation Agency

自然共生サイト

ネイチャーポジティブ実現に向けた取組として、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地など民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画を国が認定する制度です。

認定された活動の実施区域を**「自然共生サイト」**と呼びます。

様々な生き物が生きている自然共生サイト



南部町の里地里山ビオトープ



パナソニック草津工場
「共存の森」



三井住友海上駿河台緑地



吉崎海岸自然共生サイト

2つの計画認定制度

増進活動実施計画

企業等が作成する里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する活動計画です。

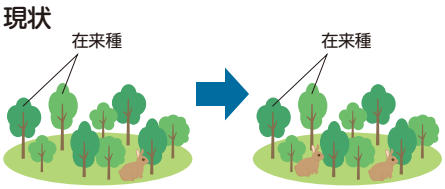
連携増進活動実施計画

市町村がとりまとめ役として多様な主体と連携して行う活動計画です。
生物多様性維持協定※が活用できます。

※20年の協定締結で相続税･贈与税に係る評価額の20%控除

3つの活動タイプ

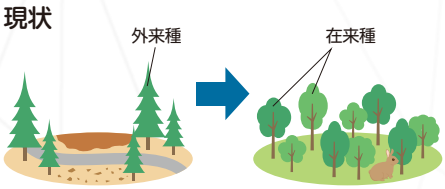
維持タイプ



既に生物多様性が豊かな場所を維持する活動

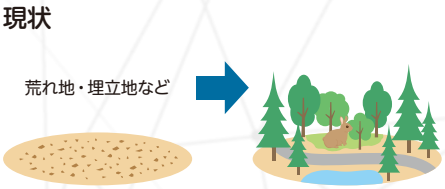
保護地域との重複を除き
OECM国際データベースに登録

回復タイプ



生物多様性が損失した場の多様性を回復する活動

創出タイプ



生物多様性を欠いた場に新たに生物多様性を創出する活動

活動の結果、サイトに生物多様性の価値が認められるようになった場合、維持タイプとして変更申請が可能

認定スキーム

企業等・市町村

相談・申請 ⇅ 認定結果の通知

活動支援
普及啓発 ⇑

相談
活動支援 ⇕

環境再生保全機構

事務局審査
有識者審査

活動フォローアップ
優良事例集の作成
有識者マッチング
現地研修
その他の普及啓発の実施

連携 ⇔

地方環境局

技術的助言
特例の活用

審査結果通知 ⇅ 認定決定

主務大臣（環境省、農林水産省、国土交通省）
省庁審査、認定

→ OECM

維持タイプのみ
保護地域との重複を除き登録

認定基準

1．活動の区域に関する基準
2．活動の実施体制に関する基準
3．計画期間に関する基準
4．活動内容及び実施時期に関する基準
5．活動の目標に関する基準※
6．特例に関する基準

土地所有者の同意や
様々な生き物の確認
などが必要です。



※活動の目標は「生物多様性の価値」のいずれかの増進を含むものである必要があります。
（ここでいう「増進」とは、生物多様性の価値を維持し、回復し、又は創出することをいう。）
維持タイプ　　：実施区域が有する「生物多様性の価値」を維持し続けることが目標となります。
回復・創出タイプ：どの「生物多様性の価値」を目指すのか考え、目標を立ててください。

9つの生物多様性の価値

場	❶公的機関によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場
	❷原生的な自然生態系が存する場
	❸里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	❹生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
	❺伝統工芸と伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場
種	❻希少な動植物種が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
	❼分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性がある種が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
機能	❽越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場
	❾既存の保護地域等に隣接する又はそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場

ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるため、
生物多様性の損失を止め、反転させる

生物多様性国家戦略2023-2030における2050年ビジョン「自然と共生する社会」の達成に向けた2030年ミッションとして掲げられています。

30 by 30

2030年までに陸と海の30%以上を保全する世界目標

国立公園等の保護地域に加えて、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の設定が重要となっています。



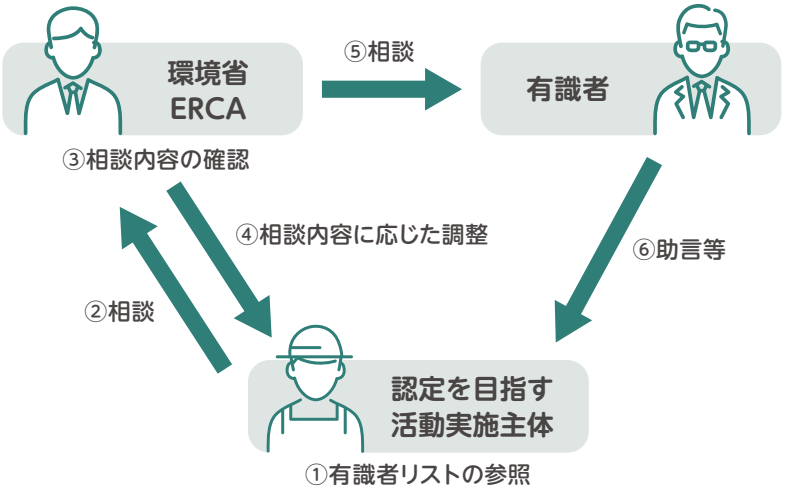
アドバイスを行う有識者をご紹介します



―有識者マッチング制度―

専門的助言を求める相談者（申請予定者・認定者）に有識者をご紹介します。

※有識者に対する謝礼金等の金額は、当事者間で調整。



環境省

活動のご相談は地方環境局へ



環境省地方環境局では、自然共生サイトの申請に係るサポートを行っています。

- 目標の設定や活動手法の選定等に関する技術的な助言
- 特例（自然公園法その他の環境省が所管するものに限る。）の活用に必要な手続について

北海道環境局	TEL 011-299-1953	釧路自然環境事務所	TEL 0154-32-7500
東北環境局	TEL 022-722-2874	関東環境局	TEL 048-600-0816
中部環境局	TEL 052-955-2131	信越自然環境事務所	TEL 026-231-6572
近畿環境局	TEL 06-6881-6504	中国四国環境局	TEL 086-223-1586
九州環境局	TEL 096-322-2412	沖縄奄美自然環境事務所	TEL 098-836-6400

自然共生サイト　総合窓口

独立行政法人
環境再生保全機構　自然共生部
ERCA Environmental Restoration and Conservation Agency

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎セントラルタワー
TEL:044-520-9543　E-mail:30by30@erca.go.jp

https://www.erca.go.jp/nature/index.html

相談・受付について
（環境再生保全機構ホームページ）

VEGETABLE OIL INK
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

2026.7